

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の返還)</p> <p>第10条 奨学生は、<u>臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を修了した日（第12条第1項又は第2項の規定により奨学金の返還の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間が経過する日）の翌日から起算して1月以内に貸し付けられた奨学金を一括返還しなければならない。</u></p>	<p>(貸付金の返還)</p> <p>第10条 奨学生は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。</u></p> <p>(2) <u>大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>医師免許を取得した後、直ちに臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学</u></p>

金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超える場合にあつては、6年）以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金を一括返還しなければならない。

(1) 第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過する日までに医師免許（医師法第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。

(3) 医師免許を取得した後直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修をやめ、若しくは継続することが困難となったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、奨学生が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日（その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあつては、当該各号に定める期間が経過する日）までの間、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 県内の病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に従事した場合 当該業務に従事した期間（知事が特に指定する病院の知事が指定する診療科の業務に従事する期間については、3年を上限とする。）を3年に加えた期間

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、奨学生であつた者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であつて、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間

ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲げる期間を除く。）

(3) 育児休業を取得したとき。

(4) 介護休業を取得したとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合 知事その都度定める期間

2 前項に定める場合のほか、知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。

(3) 育児休業又は介護休業を取得したとき。

(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき。

(5) その他特に理由があると知事が認めるとき。

3 前項の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（様式第5号）に同項各号に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 略

5 第2項の規定による債務の履行の猶予を受けた者は、同項各号に掲げる事由に変更があったときは、返還猶予状況変更届（様式第5号の2）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(13) 略

様式第5号（第12条関係）

奨学金返還猶予申請書

(5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難となったとき。

(6) その他特に理由があると知事が認めるとき。

2 前項の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、奨学金返還猶予申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 略

(届出)

第14条 奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(13) 略

(14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届（様式第21号）

(15) 育児休業を取得したとき 育児休業届（様式第22号）

(16) 介護休業を取得したとき 介護休業届（様式第23号）

様式第5号（第12条関係）

奨学金返還猶予申請書

<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借 受 者 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>	<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借 受 者 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>
略	略
<p>添付書類</p> <p>1 <u>理由が大学に在学していることである場合にあっては、学生証の写しその他大学に在学していることを証する書類</u></p> <p>2 <u>理由が妊娠、出産又は育児を理由とする退職の場合にあっては、母子手帳の写し</u></p> <p>3 <u>理由が育児休業又は介護休業の場合にあっては、勤務している病院等が発行するその旨を証する書類</u></p>	

第2条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を次のように改正する。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2（第12条関係）

返還猶予状況変更届

職 氏 名 様

奨学金の返還猶予に係る

}	子の養育状況等 育児休業の状況 介護休業の状況 災害、疾病等の状況 その他
---	---

について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変 更 内 容	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 育児休業又は介護休業の状況の変更の場合にあつては、変更内容を証する書類  
様式第21号から様式第23号までを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。